

4年制大学設置準備委員会 平成24年第1回会議 議事要旨

I 日 時 平成24年 5月29日(火) 14:00～16:40

II 会 場 会議兼応接室

III 出席者 【委員】 樋田 豊次郎 委員長
銭谷 眞美 副委員長
笠原 幸生 委員
北郷 悟 委員
佐々木 松彦 委員
山村 慎哉 委員
柚原 義久 委員
戸田 郁夫 委員 以上8名

【事務局】 堀井 大学設置準備室 室長
田畑 〃 参事
近藤 〃 参事
北嶋 〃 副参事
熊地 〃 主席主査
小川 〃 主席主査
小杉山 〃 主席主査
加藤 〃 主査
水澤 〃 主査
大内 〃 主査
鈴木 〃 主事

IV 配付資料 1 大学設置・法人化スケジュール ……資料1
2 秋田公立美術大学 法人化基本方針(案) ……資料2
3 公立大学法人秋田公立美術大学
定款(概要)(案) ……資料2-1
4 平成25年度入学者選抜について(案) ……資料3

V 議事経緯

【議事(1) 全体スケジュールと委員会スケジュールについて】

事務局 (資料1に基づき説明)

委員 中期目標・計画のことは資料に書かれているが、認証評価についてはどうか。

事務局	このスケジュールについては、秋田市として行うものだけ記載しているので、認証評価は載せていない。
委員長	美短でも、大学評価・学位授与機構から認証評価を受けているが、秋田公立美術大学ではどこから評価を受けるかということを検討しなければならない。 東京藝大ではどうしているのか。
委員	大学評価・学位授与機構から評価を受けている。
委員	その他にも、3機関ほど認証評価を受けられるところがあるはずである。
委員長	他のところは私大向けの機関だが、それらの活用を検討しなければならない。
委員	大学基準協会という機関も認証評価を行っている。
委員	金沢美術工芸大は、大学評価・学位授与機構ではなくその大学基準協会による評価だった。

【議事(2) 法人化について】

事務局	(資料2に基づき説明)
委員長	「Ⅰ 公立大学法人化の必要性とその方向性」については、他大学の事例と比べて独自の部分はあるか。
事務局	この部分は、「秋田公立美術大学設置基本構想」に記載されている法人化関係の内容を踏まえ、コンパクトにまとめたものであり、構想とは大きな齟齬はないし、他大学でも同様の目的をもって法人化しているので、それらとも大きく外れていないと思う。
委員	金沢美術工芸大と違うのは、「権限と責任の明確化」という言葉が入っていないことだが、入れなくてよいか。理事会と教授会の役割を明確にするといったような意味で使っている言葉だが。
委員長	そうしたことは、定款で明確にするのではないか。

委員 定款にも含まれているし、最初に作った法人化の基本方針でも、6項目あるうちの2番目に、「権限と責任の明確化による戦略的・機動的な組織の構築」が入っている。

事務局 法人化の方向性として必要であれば追記する。ただ、金沢美術工芸大の場合、元々大学があって教授会もある状態で法人化しているが、本学の場合、大学がないところから法人を作るという点では異なっている。

委員長 先ほどの意見は、法人化するからには、学内で主体的に物事を決めて責任を負うという意味の文言を入れ、一つの精神として掲げた方がよいということではないか。

東京藝大の場合は、法人化の基本方針の中に「権限と責任の明確化」を宣言するような文言は入っていたか。

委員 そのような趣旨は込められていたと思うが、「権限と責任の明確化」という文言ではなかったと記憶している。

委員 この資料の中では、「自主・自律的な大学運営」が近いと思う。

委員 実際の運営上、役員会と教授会、役員と学部長等の権限の線引きは議論になるところである。例えば、役員会で決めたことを学部長が実行していく訳だが、学部長には人事・予算上の権限がないので、責任は教学関係に関するものだけになっている。

いずれ、権限と責任を明確にすることは必要だが、「自主・自律的な大学運営」の項目でその趣旨は読めるのではないか。

委員 文言の整理として、「1 公立大学法人化の必要性」のところで、「自立的」、◇の項目のところで「自律的」となっているので、揃えた方がよいと思う。

「1 公立大学法人化の必要性」の4行目、『公立大学法人化』が必要であることから、法人化への移行を行う」は、同じような言葉が続いているので、「公立大学法人への移行が必要である」でよいと思う。

「2 公立大学法人化の方向性」の3行目に、「以下のような大学運営を目指して」とあるので、◇の各項目の最後にある「大学運営」は削除してもよいと思う。

◇の順番について、「地域とともにある大学運営」は、4番目ではなく5番目にした方が、似たような項目が並んでよいと思

う。

委員 　ただし、市議会から見れば、地域貢献は重視してくれないと困るということになるので、「地域とともにある大学運営」を前にしているのではないか。

委員長 　これらの◇の項目は、どこかで明文化されて外に出ていくものなのか。

事務局 　システムの構築や法人化に関する条例案の策定などの際の指針となるものであり、このまま議会に諮ったりする訳ではない。

委員長 　このまま定款に盛り込む訳でもないのか。

事務局 　このままでは盛り込まない。

委員長 　そうであれば、文言に関して神経質になる必要はないが、整理はした方がよいかもしれない。

先ほどの意見は、法人内の様々な組織の関係性を明確にしながらから運営していくべきということか。

委員 　もっと言えば、そうした組織を作っていくことが法人化の持つ意味だということである。

委員長 　「権限と責任の明確化による組織」という文言は盛り込んでよいのではないか。

委員 　なぜ法人化するのかと考えると、秋田市の附属機関では果たせない自主自律的な運営を可能とすべく、独立した人格を持たせるためだと思うので、1つ目の◇は必須だろう。1つ目の◇によって市と大学の間で役割分担を明確にすることを示し、3つ目の◇によって法人内に権限と責任が明確化された組織を作ること示すという形になると思う。5つ目の◇も、市から運営費交付金をもらって運営する大学である以上、市民に対する説明責任を果たす必要があるという意味で重要だろう。

これら3項目が基本となり、その間に他の3項目が入ってくるという形になると思うが、先ほどの意見は、組織内における権限と責任の明確化が必要ということだと思うので、3つ目の◇の中にそのような要素を盛り込めばよいのではという気がする。

委員 「地域とともにある大学運営」には、秋田市の芸術・文化に関連する言葉を入れた方が、大学の必要性がよく表れてくるのではないか。

委員長 1つ目から3つ目までの◇はこのままとし、3つ目の◇はやはり「権限と責任の明確化」とは概念が違う項目なので、4つ目に「権限と責任の明確化」を加え、全部で7項目としてはどうか。

事務局 細かい文言は事務局でまとめさせていただきたい。

委員 「2 公立大学法人化の方向性」の2行目にある「競争に打ち勝つ」という表現が気になっているがどうか。県立大で「勝ち抜く」という言葉を使った際に、「大学間で競争するものなのか」という指摘を受けたことがある。

委員長 「競争に勝つ」というのは、元々文科省が使い出した言葉ではないか。

委員 「勝ち抜く」とすればよいのではないか。

委員 芸術分野では、「独自性」「自分の個性をいかす」という表現を使ったりする。

委員長 「持続可能な」という言葉を使ってはどうか。

事務局 ここの文言についても、事務局で少し整理させてほしい。

委員 先ほど指摘した「自立」と「自律」については、「1 公立大学法人化の必要性」のところを「自立的」ではなく「自主的」にして、「2 公立大学法人化の方向性」のところは「自律的」のままにした方がよいかもしれない。大学として自分で「立つ」というのは、実際のところ難しい面があるので。

Ⅱの「3 法人の役員」に「短期大学の学長」とあるが、短期大学は法人化しても存続するのか。「短期大学部」として秋田公立美術大学の学部の一つになるのではないか。

事務局 学部としてではなく、法人が4大と短大を同時に設置・管理し、短大生が卒業するまで短大として存続するということであ

る。

委員 短大のままだと、理事長職を設ける必要が出てきたりしてしまうのではないかと。学部にした方が分かりやすいのではないかと。

委員 短期大学部という名称にしたとしても、4大と短期大学部はあくまで別の大学という位置付けになる。理事長は両方の大学の学長を兼ねることになる。

委員 組織上、4大の中の短期大学部という形にすることはできないということか。

委員 できない。

事務局 一つの法人で2つの大学を運営する形になる。

委員 理事長が1人なのであれば、問題ない。

事務局 4ページの「8 理事長選考機関」のところで「短期大学理事長選考会議」としているのは、法律上、法人が運営する大学には必ず選考機関を設けなければならないためである。

委員 違和感があるが、本当に必要なのか。

委員 あくまで開学当初の経過措置として必要だということだろう。

委員 「短期大学理事長選考会議」というのはどういう意味か。

事務局 「短大の理事長を選ぶ機関」という意味ではなく、あくまで「法人の理事長候補者を選考するための短大の機関」という意味である。万が一、4大の理事長選考会議と短大の理事長選考会議で異なる候補者が選考されたとしたら、それぞれの会議の代表者が協議して1人に絞る形となる。あくまでも、選ぶ理事長は1人である。

委員長 短大の理事長を選ぶかのように見える文言なのがよくないのではないかと。あるいは、会議を一本化する訳にはいかないのか。

事務局 そのあたりの対応は、法人化のコンサルティング業者に相談してみたい。

- 委員 IIの3の(2)にある副理事長については、金沢美術工芸大では置かないこととしている。どちらがよいのかは分からないが。
- 委員 教養大でも置いていない。小規模校であれば、副理事長がいなくても十分に目が届くので、「置くことができる」という表現にしておいてもよいのではないか。副理事長は、理事と違って責任を問われる立場になってしまう面もある。
- 事務局 地方独立行政法人法では、「理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。」となっており、副理事長を置かないのはあくまで「できる規定」なので、原則に従って副理事長を置くこととしている。確かに、理事長、副理事長は法人を代表するので、責任が重くなるという面はある。
- 委員 東京藝大の場合は、教育担当理事、研究担当理事などと役割を分け、それぞれの理事がそれぞれの部門を統括する形をとっている。
- 委員 理事長、副理事長以外の理事は3人置くのか。合計で5人も必要なのか。
- 委員長 その点については、後ほど議論したい。副理事長の要・不要についてはどうか。
- 委員 理事長が不在のときに代行できるので、事務局としては副理事長がいた方がやりやすいとは聞く。その分、副理事長には責任が伴うことになる。
- 委員 県立大は2学部あるので、副理事長が必要なのだろう。
教養大は、各理事の職務分担を明確にしたうえで、名称に「副」は付かなくとも、実質的には常勤の理事が理事長に次ぐナンバー2として理事長がいないときに代決できるようにしていた。
もっとも、副理事長を置くかどうかは、設置者の意向も関わってくると思う。
- 委員長 IIの3の(2)では、副理事長を置いても置かなくてもよいという意味で書いているのか。

事務局	法律上の原則どおり、副理事長を置くという案である。
委員	3人の理事の中には、総務担当者も含まれるのか。
事務局	内部統括担当の理事、教学関係担当の理事、民間からの理事という構成を考えている。
委員	各理事が担当する具体的な業務のイメージはないのか。
事務局	まだ詳しくは決めていない。現時点で考えているのは、教学関係の担当理事には副学長が、経営関係の担当理事には事務局長になるのがよいのではという程度である。
委員	通常は、総務・教育・研究の3つに分け、あとは、必要に応じて社会連携・国際連携を加えたりしている。
委員	総合大学と単科大学の違いなど、大学の規模や性質に応じて理事の役割分担が異なるので、秋田市が作る、秋田という地域にある美術系大学としてどう業務分担すべきか、という観点で考えるべきだろう。理事の数自体は、大学の規模によって決まってくると思う。
委員長	副理事長を置くかどうかは、どのような業務を担わせるのかにかかってくるだろう。副学長を兼ねる理事がいるのであれば、副理事長という名前にしなくてもよいかもしれないということもある。
委員	理事になる副学長もいれば、ならない副学長もいたりする。
委員長	現段階では、「置くことができる」としておくのはどうか。
事務局	その点は保留にさせてほしい。
委員長	Ⅱの「5 経営審議機関」の内容については、国立大学の例に倣っているのか。
事務局	国立大学や先行の公立大学法人に倣っている。
委員	「4 理事会」の審議内容の⑤については、職員だけが対象なのか。

- 委員 「5 経営審議機関」の審議内容の⑤に「職員（教員を除く。）」とあるので、理事会の方は職員と教員を含むはずである。
- 委員 「教職員」としなくても、教員も含むものと十分読めるだろう。
- 委員 経営審議会は四半期に1回、理事会は月1回もしくは週1回程度開くこととするのか。
- 事務局 まだ詰めていないが、他法人の例を見ると、その程度の頻度だろうと考えている。どうしても理事会の方が頻繁になると思う。
- 委員 教養大では、理事会と経営審議機関は一体的に運営し、月1回開いている。会社で言うと、社外取締役も取締役会に参加しているということである。社外取締役が県外の人だと、費用はかかり増しになってしまうが。
- 委員 東京藝大では、経営審議機関は前後期に1回ずつしか開いていない。外部の委員もいるので、まとまった議題を出せるときに開くということである。役員会は月1回開いているが、他地域在住のメンバーはいない。
- 委員 経営審議機関には、外部の委員がいるので、月1回開催するのは難しい。
理事会等の審議事項については、地方独立行政法人法によってほとんど決められている。
- 委員長 なぜ「役員会」ではなく「理事会」としているのか。
- 事務局 「役員会」とすると監事を含む意味になってしまうためである。監事は、オブザーバーとして出席し発言することはあっても、物事を決定するメンバーには入らないので、ということである。
- 委員 監事は、教育研究審議会にもオブザーバーなどの形で出席するのか。
- 事務局 オブザーバーとしての運用があり得るとすれば、考えてみた

い。

委員 監事の意見は、様々な場面で活用することができる。

委員 監事には、法人が暴走しないように監視するという役目がある。

事務局 (資料 2 - 1 に基づき説明)

委員 教育研究審議会の構成員として、学部長が入るのはなぜか。

事務局 地方独立行政法人法上、「教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。」となっており、本学は学部長を置くこととしているので、教育研究審議会にも入れている。

委員 金沢美術工芸大では、学部長を置いていない。

委員 教養大の場合は、「学務部長」を置いてカリキュラムの権限を与えているが、学部長は置いていない。

委員長 学部長を置かなければならないという法律上の規定はあるのか。

事務局 それはないが、先ほど述べたように法律上列記されているので、学部長がいる場合は、教育研究審議会の構成員としなければならないということである。

委員長 学部長がどのような役割を担うことになるのか、いまひとつ理解できない。

委員 学部の教員のトップという位置付けだろう。

委員長 実質的な学部があるのであれば、学部長を置く意味はあるが、本学の場合、名前としてあるだけで実質的な組織ではない。

委員 名前がある以上は置いてもよいのではないか。

委員 経営審議会の学外者 3 人は、誰が決めるのか。学長が指名するのか。

事務局 学長の指名にはならないと思う。

委員 理事を指名するのは理事長なので、同様に理事長の指名ではないか。

事務局 当初の学外委員については、設置者の指名となると考えていた。

委員 設置者が学外委員を指名することはない。理事長になるだろう。

委員 設置者が指名することによって法人を牽制するような形はやめた方がよい。理事長と学長を分けないということは、学内の運営は完全に理事長に任せるとのことだと思う。

委員 学外者からは、有識者として様々な経験からの有効な意見をもらうべきなので、理事長が選んだ方がよい。

委員 そうしないと、自主・自律にも反することになる。

委員 資料2-1では、各組織の構成人数のところで「〇人以内」となっているが、参考資料の組織図では「〇人程度」となっている。どちらにするのか。

事務局 「〇人以内」とする予定である。

委員 全て「〇人以内」と統一すればよいのではないか。

事務局 そのようにする。

委員長 組織図の経営審議会のところ、「理事（非常勤）」とあるが、ということは、理事会のところにある理事3人のうち1人は非常勤だということか。

事務局 そのとおりである。

委員長 非常勤の理事が欠席の場合でも、理事会は開けるのか。

委員 委任状が出ており、規定数を満たしていれば、開けるように

している。

委員長 組織図の各組織にある審議事項は、他の法人でも同様なのか。

事務局 定款や基本方針と同じ内容にしている。

委員 短期大学理事長選考会議については、短大生がいなくなった時点でなくなるということは、その時点で理事長の任期が残っている場合、その機能が働く前に選考会議自体がなくなるということか。

事務局 そのとおりである。

委員 職員の人事・評価については、理事会だけでなく、経営審議会でも審議する必要はあるのか。会議が長くなるし、ややこしくなるのではないか。

委員 四半期に1回程度の開催だとすれば、任期と合わなくなる懸念もある。

委員 教員は教育研究審議会、それ以外の事務局職員は経営審議会と役割を分けたうえで、理事会で最終的に決めるということなのではないか。

委員 法律上、審議事項は決められているため、これらの項目は外すべきではない。

委員 教員は任期制なので、特に評価が必要である。

【議事(3) 入学者選抜について】

事務局 (資料3に基づき説明)

委員長 試験日程については、短大の専攻科の試験日程と調整しているか。

事務局 調整済みである。

委員 新しい公立大学は、中期日程を選択することができるのか。既得権がある大学は大丈夫だと思うが。

事務局	文科省の大学入試室にも確認したが、可能である。
委員	前期と中期で試験内容を変えているが、選抜しようとする学生が違うから試験内容も変えるということなのか。
委員長	簡単に言えば、前期では実技を重視するということである。
委員	だとすれば、アドミッション・ポリシーのところで、試験内容に応じて選抜する学生がどのように異なるのかを分かるようにしておく必要があるのではないか。
委員長	入試制度等検討ワーキンググループによる検討の結果、このアドミッション・ポリシーを実現するためには、一つの物差しだけではかることなく、多様な人材を選ぶことが必要だろうという発想で出てきた案である。アドミッション・ポリシーを二つに分けるために試験内容を変えるものではない。
委員	実技の得意な人は前期で受けることになると思うが、そのことは高校生に知らせなくてもよいのか。
委員長	試験科目は受験生に伝えるのではないか。
事務局	試験科目について、早めに伝える必要があると考えている。
委員	東京藝大や京都市立芸術大が前期なので、そこを受ける人は秋田公立美術大学を受けられない。普通に考えれば、そうした人でも受けやすい後期を選択した方がよい人材が集まると思う。なぜ前期にしているのか分からない。
事務局	ターゲットとなる受験生の心理やエリアを総合的に考慮して、戦略上、この日程がよいのではと考えたものである。
事務局	試験日程については、昨年度の準備委員会でも説明し、承認されたため、この日程で文科省へ申請している。
委員	東京藝大の場合は、2週間に及ぶ試験期間であり、途中で1次、2次というように合格発表をしていく。そうして最後まで残ったとしても、他大学に入学手続きをすれば失格となる。そのため、他大学によい人材を持っていかれないように日程の計画を十分に練っている。公立の美術系大学の日程をにらみなが

ら、戦略的に考えているということである。

- 事務局** 学生募集に際して重要なのは、エリアの想定だと考えている。本学の場合、東北・北海道を中心とした東日本が対象となるので、その受験生の動向を見ながら日程を考えた。
- 事務局** 調査したところ、例えば金沢美術工芸大には、西日本出身の学生が多く、東北出身者はほとんどいないのに対して、本学はやはり東北・北海道がメインターゲットになると考えている。
- 委員** 国公立の美術系大学に対しては、受験生は全国区で見ているところはあると思う。
- 委員** 試験日程については、教員を含むワーキンググループで戦略を練ったのか。
- 委員長** そのとおりである。
前期・中期の設定は、既に申請している内容なので、最初は変えられないと思うが、4年間ずっと変えられないのか。
- 委員** 試験の2年前に周知すれば、変えることは可能と思われる。
- 委員長** 入試はやってみないと分からない面があるので、まずはこの形でやってみて、問題が生じれば変更するというところでどうか。
- 委員** それでよい。
ただし、受験生の併願を考えたときに、第一希望に例えば東京藝大を選んだとすれば、前期では他の大学は受けられず、中期・後期で金沢や愛知を受けるしかなくなってしまう。
- 委員** 東京藝大を受ける人でも、沖縄県立芸術大を受けたりする。やはり、受験生は全国区で動くものである。
- 委員長** 以前は一つの大学に絞って受験する人が多かったように思うが、現在はどこでもよいから入れれば、という受験生が多いのか。
- 委員** そういう訳ではない。やはり受験生それぞれに目標はある。
- 委員** 東京藝大や金沢美術工芸大では、浪人生が多いのか。

- 委員 金沢美術工芸大は多い。現役も半分くらいはいるが。東京藝大を狙ったが落ちたのでという学生が多い。
- 委員 東京藝大も、3浪程度はしている学生が多い。
- 委員 秋田の近くに住んでいて、秋田公立美術大学に行きたいという人は、前期でも受けると思う。
- 委員 新潟大では、秋田から教育学部の美術科に来ている学生がいた。受験生は、国立の教育系も視野に入れていると思う。
- 委員 推薦選抜の評定平均値が3.8以上となっているが、なぜ4.3程度にしないのか。
- 委員 むしろ、もっと下げるべきだと思う。その代わりに、美術の評定だけは高く設定するのがよい。例えば、進学校で3.8以上もあれば、他の大学に行ってしまう。
- 事務局 評定平均値については、当初4点台を想定していたが、様々な意見があって、美術に力を入れている生徒は評定平均値が低くなってしまう可能性があることや、進学校では4.0以上というのは相当難しい成績であることから、少し下げて3.8以上とした。
- 委員 3.6以上がよいと思う。そのうえで、美術だけ高い評定基準とする手はある。秋田大は全体の評定基準がなく、美術・工芸だけで4.0以上としている。
- 委員 入学者選抜要項の公表はどうするのか。
- 事務局 決まらなければ公表できないので、できれば早く決めたいが、今回の意見を踏まえて訂正するとなれば、少し時間がかかるかもしれない。
- 委員 高校に早く知らせたいのではないか。
- 事務局 受験生は、特にどのような科目が必要なのか、配点はどうかといったあたりは、非常に知りたがっているようである。
- 委員 2段階の発表として、決まっている部分だけ先に出すという

- 手もあるかもしれないが、やはり評定平均値も早く知りたいの
だろう。
- 委員 やはり3.8以上は厳しい。3.6以上にして、芸術の評定基準を
高く設定すれば、他の科目が多少苦手でも美術が好きな生徒は
受けやすい。秋田大でもそのような理由で全体の評定基準を外
した経緯がある。
- 委員 高めにしておかないと、よい学生が来ないという面もあるし、
高すぎると志望者がいなくなるという面もあり、難しいところ
なのだろう。
- 委員 優秀な人材を社会に送り出すためには、ある程度の水準は守
りたいところではある。
- 委員 3.8以上とするか、あるいは、全体の評定平均値は3.6以上で
美術だけ4.0以上とするか、どちらかにするというところか。
- 委員 美術の評定を基準にすると、秋田の場合、美術の授業がない
高校があるので、受けられない生徒が出てくるという問題があ
る。
- 委員 たまたま美術の授業がない高校に通っているが、美術が好き
で勉強しているという生徒にも受けてもらうことを考えると、
美術の評定基準はない方がよい。
- 委員 開学当初は、なるべく志願者を多く集めた方が大学の評判が
上がるので、そういう意味では3.6以上と低めに設定しておき、
志願者の中から選考する段階で、評定の高い人や実技の力があ
る人を選ぶという戦略がよいのではないか。
- 委員 秋田大で全体の評定平均値の基準を外したのは、そのような
考え方が理由であり、外した後は志願者が多くなった。
- 委員 評定平均値の数字は、申請書に書いていたのか。
- 事務局 書いていないので、3.6以上にすべきという総意であれば、そ
の旨を設置者に報告し、了解が得られれば3.6以上に修正するこ
とは可能である。

委員 3.6以上にすべきという意見があったことを設置者に報告してもらったうえで、設置者に最終的な判断をしてもらえばよいのではないか。

委員 それでよいと思う。

委員 大学のレベルを低く見られると困るので3.8以上にしておいた方がよいという意見と、それだと志願者が集まらないので3.6以上とし、多く集まった中で選考すればよいという両方の意見があったことを報告し、判断してもらえばよい。いずれにしろ、入試の情報に関しては早めに出していく必要がある。

【議事(4) 設置認可申請について】

※ 人事に関する案件等のため、非公開